

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレート・ガバナンスの継続的強化および内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 2 4】議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

当社は、現状におきましては、海外投資家等の比率は相対的に低いことなどから、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は行っていませんが、今後、株主構成等を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知等の英訳を検討してまいります。

【補充原則3 1 2】英語での情報開示・提供

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、株主総会の招集通知等についての英訳を検討してまいります。

【補充原則4 2 1】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定

当社は、報酬委員会等を設置していませんが、役員の報酬等の額またはその算定方法につきましては、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で決定しております。同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の状況等を総合的に考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。また、現在、当社は自社株報酬制度は導入しておらず、今後は中長期的な業績との連動を高めるべく検討を進めてまいります。

【補充原則4 10 1】独立した諮問委員会の活用

当社は、監査役会設置会社であり、任意での報酬・指名委員会など、独立した諮問委員会を設置していません。また、当社の独立社外取締役は、取締役会における比率において過半数に達していませんが、独立社外取締役・独立社外監査役も出席する取締役会において当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を得て、十分に審議を行い決定しております。

【原則4 - 11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、国内外での豊富な知見を有した独立社外取締役と事業子会社の代表者をはじめ企業経営経験者や担当事業分野に精通した者など各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の監査役には、経理部門の責任者としての業務経歴をもつ常勤監査役や、公認会計士・税理士の資格保有者がおり、財務会計に関する適切な知見を有しております。現時点におきましては、ジェンダーの面においては女性の取締役がいない取締役会の構成になっておりますが、今後、経営環境や経営戦略の観点にも鑑み、多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

【補充原則4 11 3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社の取締役会は、各取締役の自己評価および取締役会全体の実効性について分析・評価を実施していませんが、今後、実施を検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】政策保有株式

当社グループは、当社と保有先との長期的・安定的な関係の構築など取引関係の維持等を目的として、上場株式を政策保有しております。保有株式につきましては、年度毎、株式保有先毎に業績・株価・配当・成長性など多角的に検証し、保有意義が不十分、あるいは資本コストに見合っていないと判断した保有株式については、保有先企業との対話などを踏まえたうえで縮減することとしております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社グループと個々の投資先企業の持続的な成長に資するか否かの視点に立って、議案毎の賛否を判断することとしております。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社は、取締役の競業取引および利益相反取引につきましては、その内容に応じて取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。また、当社は「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を年度毎に調査し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示しております。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループでは、企業年金の積立金の管理および運用に関して、グループ各社の状況に合わせて、社外の資産管理運用機関等と契約を締結するなど最適な方法をとっております。資産の運用基本方針および運用指針等を策定し、その方針に従って資産の運用を委託するとともに、運用資産を定期的に時価により評価しております。また、これらの外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、企業年金の資産運用に精通した部署が業務を担当しております。

### 【原則3-1】情報開示の充実

#### (1)経営理念等、経営戦略、経営計画

当社グループは「鋼橋、建築、土木等社会インフラの建設、維持・補修の事業を通じて、豊かな国土と明るい社会創りに貢献する」ことを経営理念としております。この経営理念に基づき、コンプライアンス・リスク管理体制を整備・適切に運用して、公正な競争、社会や顧客のニーズに応える安全で優れた製品・施工・サービスを提供し、グループの持続的な成長の実現・維持を目指すとともに、株主・投資家をはじめ取引先、従業員、地域社会などのすべてのステークホルダーに対して企業としての社会的責任を全うできるよう努めてまいります。

経営戦略、経営計画等につきましては、東京証券取引所において2019年5月14日付で開示した「中期経営計画(2019~2021年度)に関するお知らせ」に記載しております。

#### (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

#### (3)役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「1.機関構成・組織運営等に係る事項[取締役報酬関係]」に記載しておりますので、ご参照ください。

#### (4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任については会社における重要な意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外役員の適切な関与や助言を得ながら、コンプライアンスならびにガバナンスの重要性を共有するとともに、実績、知見、先見性を持ち、統率力、課題解決力などトップマネジメントとしての資質や能力を発揮できる人材を選定しております。また、経営陣幹部の解任については、職務執行に不正の行為または法令・定款に違反等があった場合、企業価値を著しく毀損したと認められる場合等に、取締役会において、独立社外役員の適切な関与や助言を得ながら、客観的に解任が相当であるか十分に審議します。

取締役および監査役については、取締役会において、人格・見識に優れ、求められる責務を的確に遂行する知識や経験、能力を有する人物を、社外取締役および社外監査役については、企業経営に関する豊富な経験や専門的な知識および幅広い見識を有し、会社法および東京証券取引所が定める基準を踏まえた当社基準の独立性を満たす人物を選定しております。

#### (5)役員候補個々の選解任・指名についての説明

社外取締役の選任理由は、本報告書の「1.機関構成・組織運営等に係る事項[取締役関係]会社との関係(2)」に記載のとおりです。

社外監査役の選任理由は、本報告書の「1.機関構成・組織運営等に係る事項[監査役関係]会社との関係(2)」に記載のとおりです。

社外以外の取締役および監査役の選任理由は、当社ホームページ(<http://www.miyaji-eng.com>)に掲載の当社株主総会招集ご通知参考書類(取締役の選任理由は第16回定時株主総会招集ご通知参考書類第2号議案、監査役の選任理由は第13回定時株主総会招集ご通知参考書類第3号議案および第16回定時株主総会招集ご通知参考書類第3号議案)に記載のとおりです。

なお、解任を行う事案が生じた際には、株主総会に解任議案を上程し、該当者の解任理由を当該解任議案に係る株主総会参考書類において開示を行います。

### 【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

取締役会は、法令および定款により取締役会の専決とされる事項および「取締役会規則」に定める株主総会、決算、役員、株式・社債、人事・組織、内部統制システムの整備、資産、資金調達・会計、事業再編、グループ全体に関する事項および子会社取締役会の決議事項のうち当社にとっても重要な事項、その他重要な業務執行に関する事項などの案件を審議し、決定するとともに、取締役(子会社を含む)の職務の執行を監督しております。上記以外の業務執行の決定につきましては、当社社長以下の経営陣に委任しており、その内容は「業務分掌・職務権限規程」等の社内規程において明確に定めております。

### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、社外取締役を選任するにあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準を踏まえ、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行いただける方を候補者とするを、社外取締役選任の方針としております。

また、当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、以下のいずれにも該当しない者としております。

- (1)当社および当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の主要な取引先 1.借入先 2の役員または重要な使用人(以下「業務執行者等」という)および就任前3年間に於いてそうであった者
- (2)当社グループから役員報酬以外に過去3年間のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家、法律専門家、コンサルタント等
- (3)当社グループの監査法人の社員等および就任前3年間に於いてそうであった者
- (4)当社グループから年間1,000万円以上の寄付金を受けている公益財団法人、公益社団法人等の業務執行者等および就任前3年間に於いてそうであった者
- (5)当社の議決権を10%以上有する大株主およびその業務執行者等
- (6)当社グループの業務執行者等および就任前10年間に於いてそうであった者

(7)(1)~(6)に該当する者の配偶者および二親等以内の親族

1 主要な取引先とは、就任前3年間のいずれかで、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、当社または取引先の年間連結売上高の2%以上の企業等をいう。

2 主要な借入先とは、就任前3年間のいずれかで連結総資産の2%以上の借入先をいう。

### 【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社の取締役の員数は、定款で定める10名以内とし、取締役会は、2名の独立社外者ならびに事業子会社の代表者3名および担当事業分野に精通した者など各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者3名の8名で構成しております。

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で、上記のとおり知識・経験・能力のバランスに配慮した構成とすることを方針とし、候補者を決定しております。

### 【補充原則4-11-2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

社外取締役・社外監査役をはじめ、当社取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けております。また、取締役・監査役の、他の上場会社の役員等の兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。

### 【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、次のとおりであります。

#### 1.新任取締役・新任監査役

新任取締役・新任監査役として必要な知識に関する外部セミナー等を受講します。

#### 2.取締役

弁護士、公認会計士等による定期的な研修を実施し、また、適宜外部セミナーを受講し、知識の習得や能力の向上に継続的に努めます。

#### 3.監査役

業務および会計監査の知識に関する外部セミナーを受講し、知識の習得や能力の向上に継続的に努めます。

#### 4. 社外取締役・社外監査役

社外取締役・社外監査役には、当社グループの事業所視察をはじめ、歴史、事業概要、業績概要等必要な情報を得るための教育を実施しております。また、必要に応じ、適宜外部セミナーを受講し、必要な専門知識等の習得に努めます。

#### 【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

##### 1. IR方針

当社は、株主の意見を真摯に受け止め、経営に反映するため、的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、株主との建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

##### 2. IR体制、対話方法

IRの担当取締役と、IR担当部署を中心として、株主との積極的な対話を心がけております。なお、当社ホームページにおいて会社概要、経営方針、グループ構成、コンプライアンス(企業行動憲章)、IR情報(招集通知、報告書・中間報告書、決算短信・その他開示書類、有価証券報告書等)などの情報の即時開示に努めております。

##### 3. インサイダー情報

株主との対話において、インサイダー情報の管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%未満

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	327,145	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	312,300	4.51
明治安田生命保険相互会社	266,672	3.85
山内正義	263,500	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	253,600	3.67
宮地取引先持株会	190,000	2.75
新日鐵住金株式会社	157,800	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	131,500	1.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	128,024	1.85
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	118,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
太田英美	他の会社の出身者													
成瀬進	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田英美			当社グループの主力製品である鋼構造物に関する高度な知見を活かして、これまでに培われた国内外での豊富な知識、経験などを、当社および当社グループ内のコーポレートガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強化に活かしていただくと判断したため選任しております。 また、独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

成瀬進		行政分野において培われた国内外での豊富な知識、経験などを有しており、当社および当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強化に活かしていただけると判断したため選任しております。また、独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-----	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新**

当社グループは、業務執行から独立した立場で内部監査を実施する内部監査室(3名)を設置しております。当社の内部監査室は、監査役および主要事業子会社の内部監査室ならびに会計監査人と緊密な連携をとり、グループ全体の業務遂行、内部統制、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的を実施し、結果を取締役会および監査役などに適宜報告しております。

また、当社グループは、監査役制度を採用しております。当社の監査役会は監査役4名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しております。また、取締役や会計監査人から報告・説明を受け、取締役の職務執行を監視するなど公正で厳格な監査ができる体制を整えております。監査役は、会計監査人による会計監査に立ち会うなど連携をとり監査の充実を図っております。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

**会社との関係(1) 更新**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中里哲三	公認会計士													
辻川正人	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中里哲三			公認会計士および税理士の資格を有し、専門知識、経験などを活かして、当社および当社グループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上していただくとともに、監査業務の独立性・透明性を高めるため選任しております。 また、独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
辻川正人			弁護士としての豊富な専門知識、経験を活かし、当社および当社グループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上していただくとともに、監査業務の独立性・透明性を高めるため選任しております。 また、独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 4名

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役2名および社外監査役2名を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

当社グループでは、役員報酬について自社株報酬制度など導入しておらず、今後は中長期的な業績連動型報酬制度などについて検討を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における取締役報酬等の総額(員数)は26,412千円(9名)であります。  
なお、2018年6月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮っております。その決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長青田重利であり、会社の業績や経営内容、経済情勢、また各取締役の担当職務、業績、貢献度等を勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

また、当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月26日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を年額120百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円とする。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。)、監査役年間報酬総額の上限を年額48百万円(定款で定める監査役の員数は4名以内とする。)とするものです。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役および使用人は、社外取締役および社外監査役に対し、会社の業務執行状況を報告するとともに法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為について遅滞なく報告することとしております。社外取締役は適切な意思決定を行うため、必要に応じて、関係各部や取締役会事務局である総務・人事部へ追加の情報提供を求め、関係各部は要請に基づく情報や資料を適宜提供しており、社外監査役は、適切な監査を行うため、必要に応じて、常勤監査役および内部監査部門が中心となり、関係各部へ情報や資料の提供を求め、関係各部は要請に基づく情報や資料を適宜提供しており、常時、社外取締役や社外監査役からの要請・依頼に応じられる体制を採っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は8名で構成され、監査役4名も法令に基づいて出席しております。取締役会は、原則月1回の定期開催のほか、必要に応じて、適宜臨時に開催しております。取締役会は、グループ内の最高意思決定機関として、グループ経営に係る最重要案件の審議・決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

主要事業子会社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定と業務執行の分離により、権限・責任の明確化および意思決定の迅速化を実現しております。

当社は、グループ全体の計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は本橋隆夫氏、南泉充秀氏および臼田賢太郎氏であり、東陽監査法人に所属しております。

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他4名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が本体制を採用する理由は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、ステークホルダーからの信頼と共感を得られる経営を實踐できると考えるからであります。具体的には、取締役会においては一層の経営体制強化のため社外取締役2名を選任しており、経営の意思決定機能と各グループ会社を含めた業務執行の管理監督機能が十分に果たされ、また、コンプライアンスチェック機能の強化・向上と監査業務の独立性・透明性を高めるため監査役4名中2名を社外監査役に選任することで、取締役会に対する客観的かつ中立の経営監視機能が十分に果たされると考えるからであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会(2019年6月26日開催)の19日前の2019年6月7日に発送しております。また、発送3日前の2019年6月4日に、東京証券取引所および当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1日前の2019年6月26日に開催しております。
その他	議決権行使結果は、当社ホームページにおいて臨時報告書を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に会社概要・グループ構成、経営方針・コンプライアンス(企業行動憲章)、招集通知、報告書・中間報告書、財務情報(決算短信およびその他開示書類、有価証券報告書・四半期報告書)などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務・人事部、企画・経理部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「企業行動憲章」、「行動規範」、「内部者情報管理規程」等において、「企業情報・財産の適切な管理・開示」、「適切な会計処理」、「法定情報の適時・適正開示」、「インサイダー取引の防止」等を定め、その周知徹底に努めるとともに、報告書・中間報告書、プレスリリースなどにより、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを図り、会社経営状況、企業活動全般について社会が必要とする情報の適時・適切・公正な開示に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業の社会的な責任を果たすために、グループ共通の価値観・倫理観・具体的行動基準である「企業行動憲章」を定めております。環境保全活動については、社会インフラづくりに資する新設橋梁事業はもとより、インフラの老朽化に対する橋梁の保全・維持補修事業そのものが「環境配慮型社会の実現」に資するものと捉え、積極的な事業展開を図っております。また、地元の方や学生の方向けに現場見学会や工場見学会を開催するなど、幅広い社会貢献活動に努めております。CSR活動については、当社ホームページに掲載のCSRや報告書、中間報告書にも記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおります。また、情報の開示に当たっては、正確で分かりやすく具体的な記述で行い、利用者にとって有用性の高い記載となるように努めております。なお、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況および適時開示体制の模式図は、本報告書の「5.2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」および(参考資料)に記載のとおりです。
その他	当社は、当社初の女性技能員の採用や管理職に登用するなど女性社員の積極的活用を推進すると共に、子育てと仕事の両立など多様なライフスタイルに応じ、社員の誰もが継続的に活躍できる環境を提供しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「法令等遵守(コンプライアンス)体制」、「リスク管理体制」を核とし「情報の保存・管理体制」、「職務の執行の効率性を確保するための体制」、「当社グループの業務の適正性を確保するための体制」、「監査役の監査の実効性を確保する体制」等を含む、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針の取締役会決議に従い、また、事業子会社においても、当社取締役会決議に基づき同様な内部統制システムの整備に関する基本方針に従い内部統制の整備に取り組んでおります。

発注者をはじめ各ステークホルダーから信頼される企業グループとして、安全で優れた製品・施工・サービスの提供への取り組みを一層強化し、健全な企業の発展に努めております。

また、持株会社体制を採っている当社は、事業子会社についての状況を把握し、グループの管理を行っており、説明責任も併せておっております。

・内部統制システムの整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループ全体の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための基準を示した、当社グループとしての「企業行動憲章」、「行動規範」を制定し、その周知・徹底を図るとともに、「内部通報規程」を制定し、コンプライアンスについて社内・社外(弁護士)の2つの通報相談窓口を設ける。

(2) 当社および各事業子会社は、コンプライアンス・リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス体制とリスク管理体制の構築・整備を管理・統括させる。

(3) 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制とリスク管理を横断的に統括する組織として、当社社長を委員長とし、取締役ならびに弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議し、体制の構築・整備を図る。「コンプライアンス・リスク管理委員会」は審議・決定した事項を、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

(4) 当社は、内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役および事業子会社の内部監査室と緊密な連携をとり、グループ全体の業務執行、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的実施し、コンプライアンス・リスク管理委員会にその結果を報告する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを「企業行動憲章」、「行動規範」に定めるとともに、定期的に外部専門機関ほかと情報交換を行うなど情報収集に努め、被害防止を図る。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書その他の職務の執行および意思決定に係る記録や文書を、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。

また、これらの情報は、監査役から閲覧要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」でグループ全体のリスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を審議・策定し、グループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の構築・整備に努める。

(2) 品質管理、安全管理、コンプライアンスおよび情報セキュリティ等の各事業子会社の業務に付随するリスクについては、各事業子会社で規程・ガイドライン・対応マニュアルなどを制定・整備し、それらの周知・徹底を図る。

(3) 災害等不測の事態が発生した場合には、社長の指揮の下に対策本部を設置し、損害の拡大の防止と事業活動の継続を図る。

(4) 内部監査室による、リスク管理状況の定期的な監査を実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則に定めた当社および事業子会社の経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程において、それぞれの権限と責任、執行手続きを明確化し、効率的な職務執行を行う。

(3) 当社は、グループ全体の中期・年次計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の中期・年次計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、これに基づく月次・四半期業績管理を実施する。

(4) 主要な事業子会社は、執行役員制度に基づく、業務執行権限の執行役員への委譲、経営・監督と業務執行責任との権限の明確化、効率かつ迅速な意思決定と業務執行を推進する。

(5) 各事業子会社は、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況を監督する。

(6) 主要な事業子会社は、代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため取締役・執行役員で構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置して審議を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、持株会社として、当社の取締役が、取締役会を通じて当社グループ全体の重要事項の決定および事業子会社の経営管理、業務執行の監督を行う。

(2) 主要な事業子会社においても業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役および会計監査人を設置する。

(3) 当社は、当社グループ共通の経営理念および企業行動憲章、行動指針、法令遵守マニュアルを策定・見直し、グループ全体への周知・徹底を図る。

(4) 当社は、「関係会社管理規程」等の規定により事業子会社の当社への承認・報告ルールを定め、これに基づき各事業子会社の経営管理および経営指導体制を構築・整備する。

(5) 内部監査室は、定期的にグループ会社の監査を実施し、業務の適正化を推進する。

(6) 各事業子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、性質、機関の設計その他会社の特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを構築・整備する。

(7) 各事業子会社は、当社のグループ会社として、その経営方針、企業集団の管理体制を尊重しつつ、法令・定款を遵守し、企業の独立性・独自性を堅持した企業運営を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助するスタッフを配置するとともに、必要に応じて「内部監査室」を中心に関係部門がサポートする。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の任免・異動、人事考課については、監査役会の意見を聴取し、尊重する。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査役以外からの指揮命令を受けない。

7. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社および各事業子会社の取締役および使用人は、当社の監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為についても遅滞なく報告する。

(2)当社は、内部通報制度の運用により、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為について、監査役への適切な報告体制を構築・整備する。

(3)当社は、当該報告した者が報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定め、周知・徹底を図る。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対するアクセス権を保障する。

(2)監査役会は、当社社長および各事業子会社の社長等と定期的に情報・意見交換を行う。

(3)監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

(4)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制を確実に実行するための体制を構築する。その有効性を評価するための基本方針・計画・業務プロセス文書に基づき、業務執行部門による自己点検、内部監査室によるモニタリングにより、検証、評価、改善を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、グループ企業行動憲章・行動規範において、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明確に定めており、社員に周知徹底しております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務・人事部が担当となり定期的に外部専門機関ほかとの情報交換会に出席するなど、情報収集に努めており、被害防止に役立てております。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

買収防衛策にはさまざまなものがありますため、当社といたしましては、それらの適合性や有効性を慎重に調査する必要があるものと考えており、今後その適否について鋭意検討してまいります。最終的には、株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項と考えております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としています。

#### 1 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、定例取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会、その他重要な会議において決定した事実に対して、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則他法令に基づき適時開示を行っています。

#### 2 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生した事象に係る所管部署が、取締役会等に報告を行います。この情報について、適宜、会計監査人、顧問弁護士に助言・指導を受けながら、情報取扱責任者を中心に総務・人事部、企画・経理部において適時開示の必要性の有無を検討しています。

適時開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会での決議を受けた後、遅滞無く適時開示を行っています。

#### 3 決算に関する情報

決算に関する情報は、適宜、会計監査人に助言・指導、監査を受け、取締役会において決定し、適時開示を行っています。

#### 4 子会社に関する情報

当社は、持株会社としてグループの統括・管理を行っています。

事業子会社の取締役会等重要な会議での決定事項ならびに外的要因による事象の発生については、情報管理部門から当社総務・人事部または企画・経理部に報告が行われ、社内規則で定める基準に則り、当社においても取締役会等で決定、もしくは報告が行われています。

事業子会社に関する情報は、適宜、会計監査人、顧問弁護士に助言・指導を受けながら、情報取扱責任者を中心に総務・人事部、企画・経理部において適時開示の必要性の有無を検討しています。

適時開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会での決議を受けた後、遅滞無く適時開示を行っています。

#### 5 その他の重要な情報

その他の重要な情報は、適宜、専門家に助言・指導を受けながら、情報取扱責任者を中心に総務・人事部、企画・経理部において適時開示の必要性の有無を検討しています。

適時開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会での決議を受けた後、遅滞無く適時開示を行っています。

